

## 世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）後期（素案）からの変更点

No.	意見基	頁	項目	変更内容
1	区	—	表紙	副題「— だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり —」を追加しました。
2	審議会	P30	3-2	「（1）東京 2020 大会の取組みを活かす」において、下記のように文章を追加しました。 「また、オリンピック・パラリンピックは、スポーツのみならず文化の祭典でもあることから、様々な場面において、大会の開催に向けた機運の醸成を図る際にユニバーサルデザインを推進していきます。」
3	区民	P33	3-3	「3-3. 推進計画（第2期）後期 25の施策・事業の体系」の「後期計画の見直しの視点」において、「No. 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」に、[2]の視点を追加しました。
4	区民	P35	3-4 No. 2	「No. 2 ユニバーサルデザインを広めるイベントや講座の開催」の取組みの方向性に「タブレット等の多様なツールの活用」を追加しました。
5	審議会	P38	3-4 No. 4	「No. 4 ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践」の取組みの方向性に「点検・評価・改善」において、区民、とりわけ利用者、当事者と共に検討して、有効なユニバーサルデザインの実現をめざす。」を追加しました。
6	区民	P39	3-4 No. 5	「No. 5 ユニバーサルデザインライブラリーの活用」の取組みの方向性に「ユニバーサルデザインによる整備の実績やユニバーサルデザインに役立つ最新技術の情報収集及び蓄積（データ化）に取り組む。」と追記しました。
7	区民	P40	3-4 No. 6	「No. 6 ユニバーサルデザインによる区立施設等の整備推進」の取組みの方向性に「UDアドバイザー等とともに検討会を行った施設の完成後に再度点検・評価し、検討会の質の向上に取り組む。」と追記しました。
8	区民	P55	3-4 No. 21	「No. 21 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及」の取組みの方向性に「職員だけでなく、一般向けに改定することで、情報のユニバーサルデザインの更なる普及をはかる。」を追加しました。
9	審議会	P56	3-4 No. 22	「No. 22 多様な情報媒体の普及・活用の推進」の取組みの方向性に「様々な当事者が問合せや申込みをしやすい環境整備をはかる。」と修正しました。

No.	意見基	頁	項目	変更内容
10	区	P64 以降	資料編	「資料編」を追加しました。
11	審議会	右記 参照	右記 参照	<p>「ユニバーサルデザイン」を下記に変換しました。</p> <p>P7 多様な人の利便性</p> <p>P10 多様な区民の利便性</p> <p>P10 UDアドバイザー（他同様）</p> <p>P11 多様な利用者の視点</p> <p>P17 多様な利用者の利便性</p> <p>P25 多様な利用者に配慮</p> <p>P30 多様な利用者の視点</p> <p>P30 多様な来訪者への対応</p> <p>P37 UD推進事業（他同様）</p> <p>P40 多様な居住者</p> <p>P43 多様な人に配慮</p> <p>P44 将来の住まい方の変化に配慮</p> <p>P44 長期に対応可能な</p> <p>P45 個別の居住ニーズに対応した</p> <p>P46 多様な利用者、避難者に対応</p> <p>P48 多様な人が利用しやすく</p> <p>P49 多様な人の利用に配慮</p> <p>P50 地域には多様な人が暮らしていることを実感</p> <p>P53 多様な来園者に配慮した</p> <p>P54 多様な人が使いやすいトイレ</p> <p>P55 多様な人が受け取りやすい配慮の普及</p> <p>P56 多様な人が受け取りやすい配慮</p> <p>P58 多様な人のニーズに対応した配慮</p> <p>P61 多様な人に配慮した環境整備</p>
12	区	その他、より見やすくわかりやすくするため、文言修正及び写真の差替・拡大をしました。		